

# 仕 様 書 (企画提案用)

## 1. 業務件名

関東運輸局管内における地域住民等が主体となって運行している地域交通の取り組みに関する調査

## 2. 業務目的

近年の地域交通は、人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、旅客の輸送人員が減少傾向にある。さらに、地域交通の担い手である交通事業者における運転手不足についても深刻な問題であり、運転手不足を理由とした路線バスの撤退の声も聞こえてきている。

現在の地域交通は、従来からの交通事業者による路線バスの運行や地方自治体の公的負担によるコミュニティバス・乗合タクシーの導入により確保されてきたが、今後については、輸送人員の減少に加えて、交通事業者の運転手不足を始めとした経営環境の変化により、従来型の交通の確保は困難となるおそれがある。

このような中で、交通事業者の撤退等による交通空白地帯が発生した際には、地方自治体を中心となり地域交通の確保について検討していくこととなるが、検討にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針において、「地域の住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わることが地域公共交通の持続可能性の確保の観点からも必要」とされているように、これまで以上に、地域住民等が主体となった地域交通の確保を検討することが重要である。

このため、関東運輸局管内（以下、「管内」という。）において、地域住民等が主体となって地域交通を確保している取組（以下、「地域交通確保の取組」という。）が行われている地域を調査・分析し、導入手法等について地方自治体へ情報提供を行うことにより、管内の地域交通の確保が図られることを目的とする。

## 3. 業務内容

### (1) 地域交通確保の取組事例の収集

全国で運行されている地域交通確保の取組を調査し、調査結果について実施地域、実施主体、交通モード等についてとりまとめを行う。

### (2) 管内市区町村へのアンケート調査

地方自治体における地域交通施策の課題等及び管内での地域交通確保の取組についての事例確認のため、アンケート調査を実施し調査結果のとりまとめを行う。

なお、基本となる調査項目は以下のようなものが想定される。

#### ①地域交通施策の課題等の確認

- ア 地方自治体における地域交通施策の課題
- イ 地域交通へ対する支援策

#### ②地域交通確保の取組事例の確認

- ア 実施地域
- イ 実施主体
- ウ 自家用有償旅客運送などの交通モード
- エ 導入の背景
- オ 地方自治体の関わり

### (3) 運行主体へのヒアリング

上記(1)事例収集及び(2)アンケート調査において回答のあった管内の地域交通確保の取組について、他の地域での導入の参考となる事例として10～20箇所程度の取り組みを抽出し、運行主体へヒアリング等を行い取組内容(導入の背景、取組を実施するにあたり生じた課題等)を詳細に調査する。

### (4) 事例分析の実施

上記(3)にてヒアリング等を行った調査結果について、取組内容や課題等について事例毎にとりまとめを行う。

また、(1)～(3)で得られた情報を基に、地域交通確保の取組の導入手法等を分析し、他の地域での導入を検討する際のポイントとしてとりまとめを行う。

### (5) 業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

### (6) 報告書作成

上記の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

### (7) ヒアリング及び打合せについて

ヒアリング及び打合せの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等、感染症対策に留意して行うこと。

### (8) その他

当該調査における「地域交通確保の取組」とは、地域住民や民間企業等が主体となり公共交通を考え、運営にも関わっている地域の交通を想定しており、交通モードについても路線バスやタクシーをはじめとする一般旅客自動車運送事業などの事業用自動車での運行や、自家用有償旅客運送や道路運送法における許可又は登録を要しない運送などの自家用自動車での運行も想定している。

なお、地域住民や民間企業等が主体となった運行を想定しているが、地方自治体の協力を得て導入している運行や、運行開始後の運行費への財政的支援などの側面支援を受けている運行についても想定している。

## 4. 企画提案事項等

企画提案にあたっては、上記3.(1)～(7)に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点を明示すること。また、その際に以下の事項については必ず提案等すること。

- 3.(1)の取組事例の収集について、調査方法及び調査項目を具体的に明示し提案すること。
- 3.(2)の管内市区町村に対して行うアンケート項目を具体的に明示すること。また、地域交通確保の取組事例については、必ずしも市区町村が状況を把握しているものではないと考えられるため、事業目的に資するため、より効果的な調査手法があれば提案すること。
- 3.(3)の運行主体へのヒアリングについて、事業目的に資するため必要と考える

ヒアリング項目について提案すること。

- ・ 3. (4)の事例分析について、事業目的に資するために企画提案者が必要と考えるとりまとめ項目を理由とともに具体的に提案すること。

## 5. 履行期間

- ・ 契約締結日～令和5年3月31日（金）

## 6. 成果物

### (1) 提出物

報告書（概要版）：5部（A4版カラー印刷、10ページ程度）

報告書（詳細版）：5部（A4版カラー印刷）

報告書の電子データ CD-RまたはDVD-R：1枚（ファイル形式ごと）

- ◆電子データは、Microsoft Word2013,Microsoft Excel2013,Microsoft Power Point2013により編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

### (2) 提出期限

令和5年3月31日（金）

### (3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局交通政策部交通企画課

## 7. 監督職員

関東運輸局交通政策部交通企画課課長補佐

## 8. その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、関東運輸局交通政策部交通企画課（以下「担当課」という。）と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、担当課は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務遂行上知り得た秘密事項について、担当課の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。